就学援助費

大津市教育委員会では、市立小中学校に就学する子どものご家庭に、学用品費や給食費等の学校で必要な費用の援助をおこなっています。

1．申請について
申請は毎年度必要です。
令和７年度に認定されていた方も、申請がなければ令和８年度の審査対象となりません。

2．申請方法
在籍している小中学校、支所、市学校教育課へ直接提出してください。
特定記録郵便に限り、郵便での申請も可能です。

3．申請期間
令和８年３月２日より申請受付が始まります。
３月２日以降、申請は随時受付をしています。

令和8年3月2日（月）～令和8年4月１０日（金）までの受付　→4月認定
令和8年4月１１日（土）～令和8年5月1日（金）までの受付　→5月認定
毎月2日～翌月１日までの受付　→翌月認定

4．申請に必要なもの

【全員】

①申請書
②保護者名義の預金通帳の写し
(通帳がない場合、口座番号が確認できるキャッシュカードの写しでも可)

【該当者のみ】

③令和７年中の家賃額を証明する書類（契約書）の写し
（借家・県営住宅にお住まいで審査において家賃額控除を希望する方）
④同種同月の公共料金の領収書の写し
（住民票が同一であるが、生計が別であるため、別世帯として審査を希望する方）

※その他として「就学援助費申請のご案内」の裏面に必要な書類が記載されているので、
参考にしてください。

共2

5．援助の内容

<table>
<tr><th></th><th>学校給食費</th><th>学用品費等</th><th>新入学学用品費</th><th>校外活動費</th><th>通学費</th><th>修学旅行費</th><th>体育実技用具費</th><th>医療費</th></tr>
<tr><td>小学校</td><td rowspan="2">実費額
保護者負担分を給食費公会計に直接振替</td><td>1 年生 13,230 円
その他 15,500 円</td><td>1 年生
(4 月認定のみ)
57,060 円</td><td>3,690 円以内</td><td rowspan="2">実費額
(片道)
小学生
4km 以上

中学生
6km 以上

公共交通機関利用</td><td>22,690 円</td><td></td><td rowspan="2">実費額</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>1 年生 25,040 円
その他 27,310 円</td><td>1 年生
(4 月認定のみ)
63,000 円</td><td>6,210 円以内</td><td>60,910 円</td><td>柔道
(7,650 円以内)</td></tr>
</table>

特別支援教育就学奨励費

大津市立の小中学校の特別支援学級に就学している児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費や学校給食費等を給付する特別支援教育就学奨励費制度を利用することができます。

1．対象者について
特別支援学級に在籍の児童生徒が対象になります。

2．手続きについて
特別支援学級に在籍している児童生徒について４月に学校を通じて申請のご案内をします。

3．申請手続き上の注意事項について

・特別支援教育就学奨励費制度とは別に、給食費や学用品費等を援助する就学援助費制度があります。

・両方申請され就学援助費の認定が可能な場合は、就学援助費の認定を優先します。
なお、就学援助費と特別支援教育就学奨励費を同時に受給することはできません。

学校の安全対策

情報配信

本校では、以下をはじめとする用途で、**保護者連絡ツール「tetoru」**を採用しています。

活用の具体

【保護者様】→【学校】
・お子様の欠席、遅刻、早退の連絡

【学校】→【保護者様】
・各種通信や案内の送付
・各行事連絡（運動会、体育大会・保護者会・校外学習・修学旅行　など）
・学年や学級、部活動等の緊急連絡　　など

注意事項

※　登録については無料ですが、情報の送受信にかかる通信料はご負担いただくことになります
※　利用する通信事業者のシステムや利用者の電波状態等の条件によって、着信に障害が発生する場合があります。
※　緊急性を要する情報（台風等による臨時休校など）は、性質上、夜間（深夜）等に配信される場合もあります。
※　個人情報について登録された情報は、情報配信目的以外に使用することはありません。

保護者連絡ツール「tetoru」の登録方法

年度当初に配布される文書を確認ください。
文書内でご不明な点がありましたら、随時学校にお問い合わせください。

共4

災害時の対応

近年、従来の「暴風警報」だけではなく、予想外の甚大な被害を伴う非常変災が多発しています。児童生徒の安全を最優先し、大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」に基づき、下記のように対応します。**基準に基づく臨時休業等を行う場合、原則学校からのお知らせはありません。校長の判断による措置を行う場合は、「tetoru」またはホームページでお知らせします。**

Ⅰ　気象（暴風を含む警報、特別警報、熱中症特別警戒アラート）

⑴ **当日の午前７時**の時点で、県内に**暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報**が発表されている場合その日は**臨時休業**とします。以降、警報が解除された場合も家庭学習とします。

⑵当日の午前７時以降で、登校中又は登校後に確実に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されるおそれがある場合は、校長の判断により臨時休業とすることがあります。

⑶当日の午前７時に基準とする前後の時間帯に、県内暴風警報を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されていない状態でも、以下のような場合は、校長の判断により、臨時休　業又は始業時刻の繰り下げ措置を行うことがあります。

〇大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。

〇土砂災害警報情報が発表されている。

〇避難情報が発表され、本校(体育館)に避難所が設置されている。

⑷滋賀県に熱中症特別警戒アラートが発表された場合における翌日の対応

① 非常変災における市立小中学校臨時休業　　② 市立中学校での部活動停止（土日祝日・夏季休業中）

※大会や県外遠征等は、その地域の状況や主催者側の判断をもとに教育委員会と学校が検討します。

Ⅱ　地震

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前７時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）の地震の発生により、**大津市において震度５弱以上**を観測した場合、その日は**臨時休業**とします。

ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断により平常どおり授業を行うことがあります。

Ⅲ　武力攻撃事態等

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前７時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）に大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、**市から市民に対してあった場合**は、その日は**臨時休業**とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断により平常どおり授業を行うことがあります。

Ⅳ　熱中症

滋賀県に「**熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）**」が発表された場合、その**翌日は臨時休業**とします。また、翌日の中学校での**部活動も停止**とします。（土日祝日、夏季休業中）

学校生活や部活動等の熱中症対策については、「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン（部活動における熱中症対策含む）」によるものとします。

「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとします。

教科書

教科書は無償（費用は国が負担）です。再給付はされませんので、紛失した場合は購入すること（有償）になります。紛失された場合は、教科書取次書店（アルプラザ堅田内、扶桑書店）で購入してください。

大津市立中学校では同じ教科書を使用します。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、大津市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、３月の転出は給付されません。

転校(転出)手続き

校区外に転居される場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、学年会計の精算等を行います。

校区内で転居する（予定）場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。

転校(転出)手続きの流れ

市役所等

市役所戸籍住民課及び各支所で転出届（市内転居の場合は転居届）を出します。
大津市外は、転出する前（転出先、転出予定年月日を届けてください。）、
大津市内の場合は、新しい住所に転居した日から 14 日以内に届け出てください。

学校　まずは学級担任にお知らせください

①学校から「在学証明書」「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を発行します。

②転出先の市役所等で転入届を出します（市外転居のみ）。窓口の案内に従ってください。

③転出先の学校に「在学証明書」「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を提出し、転入の手続きをします。

広報おおつ・大津市ホームページでのお知らせ

学校公開日、学区外通学、学校選択制、通学区域一覧のお知らせ等が掲載されています。

「大津市教育委員会」で検索してください。

共6

地域行事　※年度によって変更される場合があります。

春・秋の美クリーン Day(花の植え替え/堅田駅前を美しくする運動)

＜5月＞＜9月＞＜11月＞

　青少年育成学区民会議主催で行われる堅田の街を花できれいに飾る活動や、駅前のゴミ拾いや草刈り等の清掃活動に、ボランティアで参加しています。

　地域の方々と協力して堅田の街を美しくする活動に参加することで、地域の一員として自覚や誇りを感じられるようになります。

ヨシ刈り・漁り火祭り

＜12月＞＜3月＞

　琵琶湖の水環境を守るために12月にヨシ刈りが行われます。3月には刈り取ったヨシを湖辺に並べ、漁り火として燃やすセレモニーが行われます。ヨシの刈り取りや、セレモニーでの意見発表、点火係などにボランティアとして、たくさんの人が参加しています。

堅田の WA(話・和・輪)を考える市民のつどい

＜2月＞

　堅田の WA は地域の教育力を高め、地域の輪を拡げるため毎年開催されています。児童生徒たちの意見発表やアトラクション、パネルディスカッションや講演など様々な内容で行われます。中学生や高校生が司会進行や会場準備さらには意見発表やパネルディスカッションに参加します。

花づくり

＜3月＞

　堅田学区の保育園・幼稚園・小学校・中学校の卒業生や卒園児への心のこもった贈り物を「青少年育成学区民会議」の方々よりプレゼントしてくださいます。そのプレゼントの花束を小中学生が手伝って作っています。